

昭和五年ごろの校内事情を知る意味で、こに当時の資料を収録する。

「岩手中学校学則」では、剣道か柔道のどちらかが必修だったこと、入学科、授業料の相違点が分かって興味深い。

また、初期の「石桜会会則」は、生徒と職員がともに会員になり、校長、首席教諭が、それぞれ会長、副会長、部長も職員となるなど、学校ぐるみの組織となっている。

別表ノ通り彼此増減シテ之ヲ実施ス

(学科課程及び毎週教授時数表省略)

任スヘキ者タルヘク一名ハ盛岡市又ハ盛岡市附近ニ定住シ一家計ヲ立ツル成年者タルヘシ

一、前条ノ論旨後一ヶ月ニ及フモ猶退学願ヲ差出ササル者
二、授業料及其他ノ義務会費ノ滞納一ヶ月以上ニ及フ者

前項ノ手続ヲ了セサル者ニハ入学許可ヲ取消スコトアルヘシ

三、半身写真セントスルモノハ保証人連署ヲ以テ予メ学

第十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第十一条 各学年末ニ於テ生徒ノ学業成績ヲ考査シ其学年課程ノ修了又ハ卒業ヲ認定ス

第十二条 各学年ノ課程修了ハ當該学年ニ於ケル(一)勤情(二)努力(三)参考成績

ヲ者査シテ之ヲ認定ス

但シ学科ノ種類ニヨリ試問ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十三条 卒業成績ハ在学中ノ学業成績ヲ考査シテ之ヲ定ム所定ノ全学科ヲ履修シ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

第十四条 学業成績ハ科目評点ヲ以テ之ヲ表示シ平均評点ヲ参考トシ各十点ヲ以テ最高

定点トス而シテ其ノ標準ヲ左ノ如ク定ム

並筆答試問ニヨリテ之ヲ作製ス

第十五条 各科評点合格標準五点以上

平均評点合格標準六点以上

第十六条 入学、在学、転学、休学、退学及除名

第十七条 第二学期自九月一日至十二月三十一日

第三学期自四月一日至八月三十一日

第五条 式日ハ左ノ如シ

一、入学式

一、三大節並明節、拜賀式

一、本校創立記念式

一、卒業式

第六条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、創立記念日

一、夏期休業自八月一日至八月三十一日

一、冬期休業自十一月二十五日至一月十日

一、学年末休業一週間

第三章 学科課程及毎週教授時数

第七条 本校ノ学科課程及毎週教授時数ハ中学校令施行規則第十四条ノ定ムル所ニ依リ

一、前条ノ論旨後一ヶ月ニ及フモ猶退学願ヲ差出スコト但シ保証人一名ハ保証者トシ其之ナキ者ハ代リテ其ノ責ニ

二、保証人二名連署ヲ以テ本校所定ノ在

証書ヲ差出スコト但シ保証人一名ハ保

期間内ニ次ノ手続ヲ爲スヘシ

一、宣誓ヲナスコト

二、保證人二名連署ヲ以テ本校所定ノ在

証書ヲ差出スコト但シ保証人一名ハ保

護者トシ其之ナキ者ハ代リテ其ノ責ニ

第三章 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第二十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第四十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第五十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第六十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第七十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第八十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十四条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十五条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十六条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十七条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十八条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第九十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零一年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零二年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零三年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零四年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零五年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零六年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零七年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零八年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零九年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第一百零十年 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願ケルヘシ

第三十八条 授業料ノ滞納翌月五日ヲ越ユル
トキハ父兄若クハ保証人三通知ノ上登校ヲ
停止シ其ノ後尙ホ一ヶ月ニ及ビタルモノハ

学籍ヲ除ク
トキハ父兄若クハ保証人三通知ノ上登校ヲ
停止シ其ノ後尙ホ一ヶ月ニ及ビタルモノハ

学籍ヲ除ク

第八章 寄宿舎及通学

第三十九条 生徒ハ自宅通学トス

第四十条 通学ノ爲ニ下宿ヲ要スル者二対
シ生徒寮舍ヲ設ケ寮舍二人舎セシムベキ者

左ノ如シ

一、本校附近ニ下宿ス可親族ヲ有セサル者

二、特ニ入舎ヲ希望スル者

三、前項以外ト雖モ本校ニ於テ其ノ必要ヲ
認ムル者

第四十一条 入舎ニ際ハ本校所定ノ在舎証書

ヲ提出スヘキモノトス

第四十二条 不都合ノ所爲アル者ニ対シテハ
退舎ヲ命スルコトアルヘシ

第四十三条 寮舍ニ闇スル細則ハ別ニ之ヲ定
ム

第九章 服制

第四十四条 生徒ハ本校制定ノ帽及服ヲ着用
スヘシ

第四十五条 制服ニ闇スル細則ハ別ニ之ヲ定
ム附則本則ハ昭和五年四月一日ヨリ施行ス

(一) 岩手中学校制服ニ闇スル細則ハ別ニ之ヲ定
ム
一、本会ハ岩手中学校石桜会ト稱シ本校生徒
及職員ヲ以テ組織ス
(二) 目的
二、本会ハ本校教育ノ趣旨ト相俟チ生徒ノ
修養並ニ親和ノ方法ヲ講シ以テ善美ナル
校風ヲ發揚セムコトヲ期ス
(三) 会員、客員、贊助員
三、本校生徒ヲ生徒会員職員ト名
ツク職員タリシ者及卒業生ハ之ヲ客員ト
テ贊助員トス
シ本会ノ事業ヲ贊助シタル者ヲ特ニ推シ
四、会員ハ本会ヲ維持シ其事業ニ當リ客員及
贊助員ハ之ヲ贊助ス
五、本会ニ左ノ三部ヲ設ク

資料

甲、総務部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル

1、本会ノ總務会員歡迎会送別会其他二
関スル件

2、本会ノ会計

3、旅行、見学、演習、射撃ニ闇スル件

4、自学自習用図書及器具作文用紙、試
験答案用紙等ノ用意保管分配ニ闇ス
ル件

5、記念植樹ニ闇スル件

6、謝恩贈呈ニ闇スル件

7、成績品展覧会ニ闇スル件

8、其他他部ニ属セサル一切ノ件

乙、学芸部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル

1、会誌編集印刷ニ闇スル件

2、修養会ニ闇スル件

3、正語会ニ闇スル件

4、英語会ニ闇スル件

5、科学会ニ闇スル件

6、絵画会ニ闇スル件

7、音楽会ニ闇スル件

8、園芸会ニ闇スル件

9、成績品展覧会ニ闇スル件

丙、体育部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル

1、剣道ニ闇スル件

2、柔道ニ闇スル件

3、弓道ニ闇スル件

4、相撲道ニ闇スル件

5、競技ニ闇スル件

6、水泳幹事一名

7、遠足登山幹事一名

8、相撲幹事一名

9、柔道幹事一名

10、弓道幹事一名

11、相撲幹事一名

12、剣道幹事一名

13、柔道幹事一名

14、相撲幹事一名

15、競技幹事一名

16、水泳幹事一名

17、遠足登山幹事一名

18、相撲幹事一名

19、柔道幹事一名

20、相撲幹事一名

21、剣道幹事一名

22、柔道幹事一名

23、相撲幹事一名

24、剣道幹事一名

25、柔道幹事一名

26、相撲幹事一名

27、剣道幹事一名

28、柔道幹事一名

29、相撲幹事一名

30、剣道幹事一名

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

八、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

九、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十一、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十二、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十三、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十四、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十五、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十六、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十七、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十八、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

十九、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十一、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十二、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十三、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十四、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十五、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十六、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十七、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十八、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

二十九、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十一、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十二、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十三、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十四、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十五、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十六、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十七、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十八、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

三十九、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十一、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十二、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十三、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十四、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十五、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十六、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十七、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十八、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

四十九、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十一、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十二、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十三、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十四、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

五十五、各部幹事ノ名稱及員數左ノ如シ

(八) 費金

一、生徒会費ハ左ノ如シ

二、職員会員ノ寄附金

三、其他ノ収入等

四、会費寄附金

五、入会費ノ用途ハ新事業費ニ限り特別積立

六、金トス

七、会費年額十一円

八、学年始ニ於テ授業料ト共ニ納入ス但学期

九、毎ニ又ハ月毎三分納スルヲ得

十、三、卒業記念費三円

十一、会費寄附金ノ用途ハ謝恩基金費ニ限り

十二、特别積立金トス

十三、トシ毎月分納

十四、職員寄附金ノ用途ハ客員部費並ニ遠征声

十五、援費ニ限り特別積立金トス

十六、会員ハ会員又ハ会員外ノ者ニ對シ本会

十七、維持ノ目的ヲ以テ委託リニ寄附ヲ求ムルコ

トヲ得サルモノトス

十八、本会ニ對スル金品寄附ノ申出アリタルト

キハ其受否ニツキ必ス会長ノ決裁ヲ経ル

トス

十九、ノートス

二十、モードス

二十一、モードス

二十二、モードス

二十三、モードス

二十四、モードス

二十五、モードス

二十六、モードス

二十七、モードス

二十八、モードス

二十九、モードス

三十、モードス

三十一、モードス

三十二、モードス

三十三、モードス

三十四、モードス

三十五、モードス

三十六、モードス

三十七、モードス

三十八、モードス

三十九、モードス

四十、モードス

四十一、モードス

四十二、モードス

四十三、モードス

四十四、モードス

資料

合 計	二十一 才	二十 才	十九 才	十八 才	十七 才	十六 才	十五 才	十四 才	十三 才	年齡	學年
										第一學年	第二學年
九						一	四	三	二	四	
一〇					一	四	三	三	四		
一一					六	六	三	三			
老	一	一	九	三	三	五	五				
畜	一	七	三	三	六						
四	三	六	四	四	六	五	六	七	四	計	
	一、 六	一、 四	一、 三	平均 身長							
	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	四、 三	平均 體重	
	八、 〇	八、 〇	七、 三	平均 胸圍							

このページの諸表は、昭和五年の父兄と生徒の状況に関する統計資料である。

最初の「学年別生徒父兄職業状況」を大まかにまとめると、当時の父兄の四割は公務自由業についており、商業が三割、農業が二割、その他一割という割合である。つぎの「学年別生徒年齢状況」によると、同じ学年でも三歳ないし五歳の年齢差があり、中学進学が容易でなかつたことを感じさせる。

また、「都市別生徒状況」を見ると、やはり東北本線沿いの地域の出身者が多数を占めているほか、他府県からの入学者もかなりあったことが分る。

「学年別生徒学費概算」は、父兄への参考資料として、学校が試算したものと思われる。なお、点(一)の単位は円である。

	其他ノ有職業	公務自由業	交通業	商業	工業	鉱業	水産業	農業	職業別	学年
									一年	二年
計									一 年	二 年
九	一〇	三	二	一〇	四		二	五		
一〇三		七	四	五	四	三	二	一	三	三
一〇三		六	元	六	四	二	一		四	四
七	二	三			三	三		一	三	五
四	一	四			三	五		一	三	五
四七		三			三	三	七	三	一〇〇	合 計

都市別生徒狀況（昭和五年六月現在）

													都市別	学年		
合	他	九	二	氣	下	東	西	胆	江	和	碑	紫	岩	盛		
計	府	戸	戸	仙	閉	磐	磐	沢	刺	賀	貫	波	手	岡		
				郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市		
九	七	六	三	〇	五	四	二	一	二	一	四	六	八	一〇	三	第一学年
一〇四	七	四	二	一	三	三	一	二	〇	一	四	二	九	六	毛	第一学年
一一〇	三	一	五	〇	六	四	二	〇	四	五	二	一〇	三	三	西	第三学年
九	〇	六	九	一	五	一	三	一	二	一	五	二	五	八	九	第四学年
三	四	三	三	二	一	四	一	一	一	二	八	五	九	三	毛	第五学年
四七	七	三	三	四	二〇	六	九	五	九	二〇	三	四	四	七	三五	計